

## レピータ及びアシスト局の公衆網との接続について

レピータ局又はアシスト局（以下、レピータ局等という。）にインターネット等の公衆網を接続する場合の手続等の条件について次のとおり定める。

### 1. 手続方法

- (1) レピータ局等に公衆網を接続する場合は、管理団体はあらかじめ別紙の様式により届け出ること。
- (2) 管理団体から(1)の届があった場合は、その旨を告知する。

### 2. 接続の条件

- (1) 公衆網と接続する場合は、次の事項が確認できるものであること。
  - ア. 電気通信事業者回線との接続及び切断を直ちに行うことができる状態であること。
  - イ. 無線設備を直ちに操作できる状態であること。
- (2) 公衆網との接続については、アマチュア局が利用するうえでその方法（プロトコル等）について開示しているものに限ること。
- (3) 公衆網との接続によって発生する費用は、団体局にあつては管理団体が、直轄局にあつては連盟が負担するものであること。
- (4) 公衆網との接続にあつては、接続しようとする第1種電気通信事業者の指示にしたがって、管理団体において申請、手続を行うこと。

### 3. 運用の指針

公衆網に接続する場合は、別に定める「アマチュア無線と公衆網との接続のための指針」を遵守してレピータ局又はアシスト局を管理・運用すること。

平成 16 年 2 月 29 日            制定  
平成 22 年 2 月 28 日            一部改正